

接続約款変更届出書

令和4年6月17日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 K D D I 株式会社

代表取締役社長 高橋 誠

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和4年6月24日
------	-----------

接続約款変更届出書

令和4年6月17日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な ほ しまつやまいつちようめ ばん ごう 沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ 沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 すが たかし 菅 隆志

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和4年6月24日
------	-----------

## 電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧
<p>第 10 章 料金等 第 2 節 接続料金の支払義務 (網改造料の支払義務) 第 66 条 (略) 2 (略) 3 第 33 条(更改)又は第 34 条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第 1 項の規定に基づき、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者又は協定事業者が対象設備を更改又は利用中止したときは、協定事業者は、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者との協議により定める額の網改造料の支払いを要します。</p> <p>4 第 34 条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第 1 項の規定に基づき、複数の協定事業者(当社を含む場合があります。)が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止したときは、当該利用を中止した協定事業者は、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者との協議により定める額の網改造料の支払いを要します。</p> <p>第 4 節 料金の計算及び支払い (料金等の支払い) 第 71 条 (略) 2 料金等の請求又は支払方法については、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続料ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係わる契約に規定します。</p>	<p>第 10 章 料金等 第 2 節 接続料金の支払義務 (網改造料の支払義務) 第 66 条 (略) 2 (略) 3 第 33 条(更改)又は第 34 条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第 1 項の規定に基づき、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者又は協定事業者が対象設備を更改又は利用中止したときは、協定事業者は、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者との協議により定める額の網改造料の支払いを要します。 <u>ただし、対象設備が別表 1 (接続により提供する機能) に規定する文字メッセージ通信信号変換装置接続機能を有する場合は、協定事業者は、料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2-1 の 2 に規定する網改造料の支払いを要します。</u></p> <p>4 第 34 条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第 1 項の規定に基づき、複数の協定事業者(当社を含む場合があります。)が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止したときは、当該利用を中止した協定事業者は、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者との協議により定める額の網改造料の支払いを要します。 <u>ただし、対象設備が別表 1 (接続により提供する機能) に規定する文字メッセージ通信信号変換装置接続機能を有する場合は、当該利用を中止した協定事業者は、料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2-1 の 3 に規定する網改造料の支払いを要します。</u></p> <p>第 4 節 料金の計算及び支払い (料金等の支払い) 第 71 条 (略) 2 料金等の請求又は支払方法については、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続料ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係わる契約に規定します。 <u>ただし、第 75 条ただし書きに規定する料金額の適用が見込まれるときの料金の請求又は支払方法について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u></p>

新	旧
<p>料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用</p> <p>網改造料の適用については、第66条（網改造料の支払義務）の規定による他、次のとおりとします。</p>	<p>料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用</p> <p>網改造料の適用については、第66条（網改造料の支払義務）の規定による他、次のとおりとします。</p>
網改造料の適用	
(1) 網改造料の適用対象	(略)
(2) 網改造の按分	<p>ア 網改造料の対象となる機能について、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。</p> <p>(ア) (イ) 以外のもの</p> <p>当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は複数の協定事業者が使用することとなったときは、その使用する電気通信事業者の合計数、使用する回線数比又は利用頻度の比率等、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p> <p>ただし、その利用者料金が役務区間単位料金であるときは、協定事業者が負担する額を協議により決定するものとします。</p> <p>なお、別表1（接続により提供する機能）1-2（個別占有的接続機能）の機能については、当社又は複数の協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額をその使用する電気通信事業者の合計数で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。ただし、1の事業者が個別占有する装置が含まれる場合には、その装置の網改造料はその装置を利用する協定事業者が負担するものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p>
(3) 接続用設備の撤去等に伴う費用の個別負担	(略)
(4) 他事業者の役務の提供を受けた場合の網改造料の負担額	(略)
網改造料の適用	
(1) 網改造料の適用対象	(略)
(2) 網改造の按分	<p>ア 網改造料の対象となる機能について、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。</p> <p>(ア) (イ) 以外のもの</p> <p>当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は複数の協定事業者が使用することとなったときは、その使用する電気通信事業者の合計数、使用する回線数比又は利用頻度の比率等、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p> <p>ただし、その利用者料金が役務区間単位料金であるときは、協定事業者が負担する額を協議により決定するものとします。</p> <p>なお、別表1（接続により提供する機能）1-2（個別占有的接続機能）の機能（<u>文字メッセージ通信信号変換装置接続機能を除く</u>）については、当社又は複数の協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額をその使用する電気通信事業者の合計数で何分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。ただし、1の事業者が個別占有する装置が含まれる場合には、その装置の網改造料はその装置を利用する協定事業者が負担するものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p>
(3) 接続用設備の撤去等に伴う費用の個別負担	(略)
(4) 他事業者の役務の提供を受けた場合の網改造料の負担額	(略)

2 料金額

網改造料は、接続用設備の設置又は改修に要した費用及び接続用ソフトウェアの開発に要した費用とし、次により算出します。

(削除)

2-1 算出式

項目	内容	
年額料金	(略)	
減価償却費	(略)	
設備管理費	(略)	
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 <u>ただし、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定事業者との間に別段の合意がある場合は、精算方法について変更することがあります。</u>	

2-1の2 (略)

2-1の3 (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区分		内容
諸掛费率		<u>対象設備による</u>
設備管理费率	法定耐用年数期間内	<u>0.099</u>
	法定耐用年数経過後	<u>0.090</u>

2 料金額

網改造料は、接続用設備の設置又は改修に要した費用及び接続用ソフトウェアの開発に要した費用とし、次表のとおりとします。

区分		算出式
接続用設備の設置 又は改修に要した 費用	ア イ以外のもの	物品費+取付費+管理費
	イ 文字メッセージ 通信用信号変換装置	料金表第1表第2(網改造料)2(料金額)2-1(算出式)に規定します。
接続用ソフトウェアの開発に要した費用		開発費+取付費+管理費

2-1 算出式

項目	内容	
年額料金	(略)	
減価償却費	(略)	
設備管理費	(略)	
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。	

2-1の2 (略)

2-1の3 (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区分		内容
諸掛费率		<u>0.085</u>
設備管理费率	法定耐用年数期間内	<u>0.071</u>
	法定耐用年数経過後	<u>0.057</u>

新	旧
<p><u>附則（令和4年6月17日K相接S 0008及びOCT技第22-029号）</u></p> <p><u>（実施時期）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和4年6月24日から実施します。</u></p> <p><u>2 当社は、料金表第1表接続料金第2（網改造料）2（料金額）に規定する料金額については、第75条（接続料金の遡及適用）の規定にかかわらず、変更後の料金額の遡及適用を行わないものとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定の実施の際現に、当社との間で締結している協定及びそれに付随する契約については、なお従前のとおり取り扱います。</u></p>	